

新潟県警察防火等管理規程

平成23年 2月16日

本部訓令第 5 号

[沿革] 平成29年 8月本部訓令第13号、令和 2年11月第13号、4年 3月第 5号、8年 3月第 5号改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、警察庁舎及び職員宿舎（以下「警察庁舎等」という。）の防火体制及び防災体制を確立し、生命、身体及び財産を火災等から保護するため、別に定めるものを除くほか、防火管理及び防災管理（以下「防火管理等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 警察庁舎 県警察の管理に属する県本部及び警察署の建物（附属施設を含む。）をいう。ただし、他官庁又は民間企業の建物における県警察が借り受けた部分又は区分所有権を有する部分（以下「借受け部分等」という。）を除く。
- (2) 職員宿舎 県有財産である建物又は県が借り受けた建物で、警察職員の居住の用に供する住宅をいう。
- (3) 庁舎管理者 別表の左欄に掲げる庁舎の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者をいう。
- (4) 宿舎管理者 本部管理宿舎にあつては装備施設課長を、警察署管理宿舎にあつては当該警察署長とする。
- (5) 本部庁舎 県庁舎のうち、新潟県庁舎等管理規則（昭和52年新潟県規則第 3 号）第 2 条の規定により本部長が管理する庁舎をいう。
- (6) 室管理者 本部庁舎における所属長をいう。
- (7) 防火管理者 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項に規定する防火管理者をいう。
- (8) 火災等 火災、風水害、地震、山崩れ、高潮等による災害をいう。
- (9) 危険物等 法第 2 条第 7 項に規定する危険物、法第 9 条の 4 第 1 項に規定する指定可燃物、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第 2 条に規定する高圧ガス及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第 2 条第 1 項に規定する火薬類をいう。

(防火管理者)

第 3 条 庁舎管理者及び宿舎管理者（以下「庁舎管理者等」という。）は、火災の予防について常にその徹底を期するため、防火管理者を置くものとする。

- 2 警察庁舎における防火管理者は、次長を充てるものとする。ただし、本部庁舎における防火管理者は装備施設課長を、本部分庁舎における防火管理者は機動捜査隊副隊長を、運転免許センター長岡支所における防火管理者は支所長を充てるものとする。
- 3 職員宿舎における防火管理者は、当該職員宿舎に居住している者で、巡査部長以上

の階級に3年以上在職する警察官又はこれに準ずる一般職員のうちから宿舍管理者が指定するものとする。

4 防火管理者は、庁舎管理者等の命を受け、警察庁舎等に係る消防計画を作成し、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

5 庁舎管理者等は、前項の消防計画を作成後、本部長に報告（装備施設課長経由）するものとする。

6 防火管理者の設置を要しない警察庁舎等については、庁舎管理者等又は庁舎管理者等が指定する者が防火管理に関し必要な業務を行わなければならない。

（火気取締責任者の指定）

第4条 庁舎管理者は、庁舎の各室及び附属の建物（以下「各室等」という。）ごとに、火気取締責任者（以下「取締責任者」という。）を指定しなければならない。ただし、本部庁舎の場合にあっては、室管理者が指定するものとする。

2 取締責任者を指定した場合は、各種取扱責任者名簿に登載して、その責任を明らかにしておかなければならない。

3 取締責任者は、各室等の防火管理について責任ある処理をしなければならない。

（自衛消防隊の編制）

第5条 防火管理者は、火災等の発生時において被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編制するものとする。

2 警察庁舎の自衛消防隊長は、次長を充てるものとする。ただし、本部庁舎における自衛消防隊長は装備施設課長を、本部分庁舎における自衛消防隊長は機動捜査隊副隊長を、運転免許センター長岡支所における自衛消防隊長は支所長を充てるものとする。

3 職員宿舍の自衛消防隊長は、当該職員宿舍の防火管理者を充てるものとする。

（訓練）

第6条 防火管理者は、年1回以上自衛消防隊の消火、通報及び避難についての訓練を行わなければならない。

（消防設備の設置及び維持）

第7条 庁舎管理者は、必要に応じて、消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な機器（以下「消防用設備等」という。）を設置し、維持するものとする。

（点検及び検査の実施）

第8条 防火管理者は、消防用設備等の点検及び検査を次の表により行わなければならない。

（1）点検

項 目	点検 内容	点 検 回 数		
		外観点検	機器点検	総合点検
消火、通報及び避難の 設備並びに連結送水管	全般	年2回以上	年2回以上	年1回以上
その他の設備	全般	年4回以上	—	—

(2) 検査

項 目	検査内容	検査回数
火気使用施設	器具施設の管理状況	週 1 回以上
電気設備	器具施設の管理状況	月 1 回以上
危険物等	全般	月 1 回以上
庁舎等の清掃状況	ごみの処理状況全般	随時

(火気使用承認)

第9条 警察庁舎等において火気を使用する者は、庁舎管理者等の承認を得なければならない。この場合において、庁舎管理者等は、防火管理者の意見を聴かなければならない。

(火気の使用制限及び火災発生時の措置)

第10条 防火管理者は、火災報知器の吹鳴その他の事情により警察庁舎等について、火災発生 of 危険を認めたときは、速やかに庁舎管理者等の承認を得て、その旨を建物内全般に伝達し、火気使用の中止、危険な場所への立入禁止等を命ずることができる。ただし、緊急を要する場合は、庁舎管理者等の承認を必要としない。

(危険物等の取締り)

第11条 庁舎管理者等は、警察庁舎等において危険物等の搬出又は搬入が行われる場合には、防火管理者又は庁舎管理者等が指定する者を立ち合わせ、当該搬出又は搬入をする者に対して危険物等の安全かつ適正な取扱いをさせなければならない。

(他機関との連絡)

第12条 防火管理者は、常に警察庁舎等の所在する地域の消防機関と連絡を密にし、防火管理の適正を期するよう努めなければならない。

(被害状況の報告)

第13条 庁舎管理者等は、警察庁舎等において火災等が発生したときは、その原因、行った措置及び被害の状況について、直ちに本部長に報告（装備施設課長経由）しなければならない。

2 本部長は、前項の規定により報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、その旨を総務部長に報告しなければならない。

(記録)

第14条 防火管理者は、警察庁舎等における防火管理のため、消火用設備等の点検及び検査の結果並びに消火訓練及び避難訓練の状況その他必要な事項を記録しておくものとする。

(借受け部分等の防火管理等)

第15条 借受け部分等の防火管理等については、本規程に準ずるとともに、他官庁又は民間企業の建物を管理する者の指示に従うものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、防火管理等に関し必要な事項は、庁舎管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年2月16日から施行する。

(新潟県警察火災予防規程の廃止)

- 2 新潟県警察火災予防規程（昭和36年本部訓令第13号）は、廃止する。

附 則 （平成29年8月15日本部訓令第13号）

この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

附 則 （令和2年11月17日本部訓令第13号）

この訓令は、令和2年11月24日から施行する。

附 則 （令和4年3月11日本部訓令第5号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 （令和8年3月27日本部訓令第5号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。